

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月17日

【会社名】 株式会社C I J

【英訳名】 Computer Institute of Japan, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大西 重之

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号

【電話番号】 045 - 324 - 0111

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 経営企画部長 高見沢 正己

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番24号

【電話番号】 045 - 324 - 0111

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 経営企画部長 高見沢 正己

【縦覧に供する場所】 株式会社C I J 西部支社 関西事業所
(大阪府大阪市中央区今橋二丁目3番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年9月17日の第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 12円

総額 217,577,832円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月18日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利 3. 次条に掲げる権利</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 (条文省略) (条文省略) (新 設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第41条 (条文省略) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利 3. 次条に掲げる権利</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 (現行どおり) (現行どおり) <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、堀信一、大西重之、須田準、高見沢正己、坂元昭彦、大谷真及び阿江勉を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、齊藤實及び松尾俊博を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、嶋立直路を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	97,282	422	35	(注) 1	可決 (88.26%)
第2号議案	97,401	303	35	(注) 2	可決 (88.37%)
第3号議案				(注) 3	
堀 信 一	97,142	562	35		可決 (88.13%)
大 西 重 之	97,203	501	35		可決 (88.19%)
須 田 準	97,329	375	35		可決 (88.30%)
高 見 沢 正 己	97,327	377	35		可決 (88.30%)
坂 元 昭 彦	97,173	531	35		可決 (88.16%)
大 谷 真	97,224	480	35		可決 (88.21%)
阿 江 勉	93,524	4,180	35		可決 (84.85%)
第4号議案				(注) 3	
齊 藤 實	89,737	7,967	35		可決 (81.42%)
松 尾 俊 博	89,833	7,871	35		可決 (81.50%)
第5号議案				(注) 3	
嶋 立 直 路	89,112	8,592	35		可決 (80.85%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。